

安心して暮らせる家に

高齢者及び障害者住宅整備資金の貸し付けを行います

高齢者及び障害（児）者専用の居室などを設けるために、住宅を新築または増築、改造する必要がある場合に、市と富士信用金庫が提携して資金をお貸しします。

利 率 年 1.7 %
融資限度額 300万円

貸し付けを受けられる人

60歳以上の高齢者（現に専用居室を有しない人）
障害の程度が1〜4級までの身体障害者手帳を所有する人
療育手帳の総合判定Aの知的障害（児）者
高齢者や障害（児）者と同居している、または住宅整備後に同居しようとする家族

貸付条件

貸付限度額 最高300万円、前年の収入の50%以下
貸付利率 本人負担1・7%
償還期限 10年以内（元利均等月賦償還、70歳になる前に償還完了）
連帯保証人 市内に住所を有する人を2人
保証制度を利用した場合は、保証人は不要です。ただし、別途保証料がかかります。
そのほかの貸付条件などについては、福祉総務課へお問い合わせください。市の貸付審査のほかに、富士信用金庫による貸付審査もあります。

市役所の組織改正により、4月から、高齢者の生きがいづくりに関する仕事が、福祉総務課に移行されました。

貸付手続の流れ

申請書と添付書類（金融機関での借り入れに必要な書類など）を福祉総務課へ提出していただきます
福祉総務課で申請書と添付書類を審査後、貸付決定通知を申請者へ送付します
（写しによる富士信用金庫の仮審査を含む）
福祉総務課へ、3か月以内に着手届を、住宅整備完成後に完了届を提出していただきます

福祉総務課にて完了検査後、富士信用金庫へ適正に完了した旨を通知します
富士信用金庫から申請者へ、貸付契約の手続開始の連絡が入ります
**富士信用金庫と貸付契約の手続開始
資金交付 返済**

貸し付けの開始時期は契約完了後となりますので、ご注意ください。
申請書は福祉総務課で配付します。

問い合わせ

福祉総務課 高齢者生きがい支援室
☎(55)2760 ☎(52)2290